

ここにヤバいよ! 自民党憲法草案

特に

日本維新の会・橋下代表は、国会で改憲発議に必要な議席を現行の「3分の2以上」から「過半数」にするよう憲法96条改正を主張。
参院選挙で、同じく96条改正を目指す自民党等と合わせて3分の2の勢力確保を目標に掲げた。
維新の会が自民党の補完勢力となれば「自民党憲法草案」が現行憲法にとって替わる現実味を帯びてくる。
本当にそれで良いのか!?

自民党憲法草案

平成二十四年四月二十七日(決定)

VS

日本国憲法

(憲法尊重擁護義務)
第百二条 全て国民は、この憲法を尊重しなければならない。
2 国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う。

誰が守るべき憲法?

最高法規 第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

[削除]

基本的人権の尊重は?

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(国民の責務)
第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。

国民の責務 VS 自由・権利

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十九条 思想及び良心の自由は、保障する。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第一条 天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であつて、その地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。

天皇の地位

第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。

第百条 この憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議により、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決し、国民に提案してその承認を得なければならない。この承認には、法律の定めるところにより行われる国民の投票において有効投票の過半数の賛成を必要とする。

改憲要件

第96条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

[新設] (国防軍)
第九条の二 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。
2 国防軍は、前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。
3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

憲法ってなに!? 自民党草案の何が問題なの? 初心者から学べる憲法講座を、若い弁護士に出前で依頼できます。講師無料で5人程度から。資料代100円。ご相談は原田事務所まで。

市議 <アクティブ藤沢> 元市議

原田トモコ・タケル事務所

朝日町15-2 TEL28-1515 FAX28-1500
トモコメール odakars@jcom.home.ne.jp
HP https://sites.google.com/site/haradabanko /
タケルメール pu4t-hrd@asahi-net.or.jp
HP http://www.ne.jp/asahi/takeru/harada /
ツイッター http://twitter.com/#!/takeru46



藤沢市を放射性下水焼却灰の「不拡散・安定監理」モデル自治体に。

放射能を拡散する「希釈施設」はダメ!

辻堂浄化センター 放射性物質濃度(核種分析測定結果)
単位(ベクレルBq/kg) (採取日:2013年3月19日)

名称	流入下水	放流水	脱水汚泥(乾土換算値)	焼却灰(乾土換算値)
ヨウ素131 (I-131)	不検出	不検出	26(130)	不検出(〃)
セシウム134 (Cs-134)	不検出	不検出	不検出(〃)	140(180)
セシウム137 (Cs-137)	不検出	不検出	不検出(〃)	280(350)
放射性セシウム合算値	不検出	不検出	不検出(〃)	420(530)

直接測定値は、下水汚泥等を保管・運搬する状態での放射性物質濃度です。乾土換算値は、放射性物質濃度の推移を把握するための参考値。この焼却灰の乾土換算値で、事故直後はセシウム合算6415ベクレルまで数値が上昇。その後は下がり続けるもここ半年4~500で推移している。

()福島第一での事故以前は、原子炉等規制法で、原発施設等で使用した資材等に含まれる放射性物質の濃度が「クリアランスレベル」(人の健康への影響を無視できる放射性物質の濃度)以下であると保安院が確認したものだけは通常の産業廃棄物等として取り扱いが認められていた。基準は、人体への影響が10マイクロSv/年となる固体状物質中の放射性核種の濃度を算出。セシウム137は100Bq(ベクレル)/Kg、プルトニウム239は100Bq/Kg等と定めた。それを上回るものは産廃としても特別管理が必要とされてきたのである。

藤沢市は、下水処理過程で排出される汚泥を、減容して衛生的に処理するための焼却処理を辻堂浄化センターで行い、生じた焼却灰は、セメント原材料などとして再利用していたが、2011年5月から福島第一原発事故に由来する放射性物質が濃縮されて焼却灰から検出されはじめ、再利用がストップ。
ところが、国が特別措置法()で希釈しての再利用を認めると、全国のセメント業者などの施設での利用が再開。製品化した段階でセシウム100ベクレル/kgまで希釈すれば市場に出せるようになってしまった。
しかし、横浜市や藤沢市などで高濃度の放射性焼却灰が搬出されていることが問題視された事を業者が嫌い、改めて藤沢市の搬出は拒否されたまま。
このため焼却灰は、辻堂浄化センターと大清水浄化センターで飛散防止のために湿潤化したうえ、ポリプロピレン製の内袋をもつフレキシブルコンテナバッグに封入。5m程度離れた地点で周辺の放射線量と変わらない値となるように建屋内に保管されていたのだが・・・。

これらの焼却灰をセメント会社等に搬出出来るように「希釈施設」を自前で作るための予算が今年度計上されていることが3月市議会での判明。市議会には何ら説明資料も提出されず、議論に付されていない事で疑問の声が上がっている。費用を東電に請求するとしてはいても、回収の保証もなく6千万円とされる経費の詳細も示されていない。
拙速な「希釈施設」で拡散を標準化してはならない。効果も疑問視される除染に相当の費用を国が掛けている一方、放射性物質を拡散する愚を自治体で制止し、東電が引き取るまで安定監理するモデルを藤沢市が全国に先駆けて始めることは、全国に拡散してしまった放射能捕捉にとって最も効率の良い、合理的な提案となるはずだ。

やっぱり脱原発へ!

藤沢電力」をつくらう!@

地産地消・最効率エネルギーシフトへ!

1. 太陽光発電ゼロ円システム



再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートして、太陽光発電の市場が広がり、利益が十分に見込めるメガソーラーには大企業の投資が広がっているが、一般家庭でソーラーパネルを設置するには、通常200~250万円程度の初期投資がネックとなっており、藤沢市でも30万円程度の補助金では利用が伸びていない。
右の図は、一般客の「初期投資ゼロ円」で太陽光パネル設置を可能にした長野県飯田市の仕組みだ。
設置した客が発電された電力料金1万9800円(09年度)を9年間会社から支払い、10年目からは自家消費分を除いた余剰電力を中部電力に売電し、節電による収入を促す仕組み。
市の補助、地域金融機関の融資に加え、省エネルギー事業による収益と組み合わせた市民出資による資金調達への利益配当をまかなう株式で経営され、これも新しい協働の仕組みとして、藤沢市において十分に活用できる取り組みだ。

2. 省エネルギーフォーム等で地域内での最効率電力システムへ

冷暖房の依存度を減らし、夏場冬場の電力のピークカットに資する「省エネルギーフォーム」を推進する必要がある。
車を購入する際に燃費を気にするように、住宅でもエネルギー効率を分かりやすく「見える化」することがカギであり、室温の寒暖差で引き起こされるヒートショック死の回避にとっても重要な課題として、段差解消などのバリアフリーだけではなく、高齢者、若年層にとっても住宅改修による健康維持は潜在的に大きな需要となっている。
原発事故、計画停電による教訓から、再生エネルギーなど持続可能なエネルギーの需要と供給をより身近な地域で循環させ、その量的割合を拡大していく仕組み作りこそが求められている。
家や地域で使う電気、電力を自分たちでコントロール出来る仕組みは、地元の工務店をはじめ、地域経済の活性化、雇用創出にもつながり、災害対策においても特に重要であり、独占電力会社への依存を最小にしていく自治体としての戦略が求められている。(裏面の「小規模多機能型介護のモデル都市」を目指すにも在宅での環境改善が必要である)

「藤沢再生」に黄色信号！？

1. 善行土地問題 / 損害賠償請求の期限まで、あと2年4か月！ なのに・・・住民訴訟原告（原田）側を控訴する愚。

市は、善行土地問題による住民訴訟で敗訴し訴訟費用の負担も命じられたが、原告側の請求400万円の弁護士料が高いと拒否。原告の訴えに横浜地裁で再び敗訴したにもかかわらず2月市議会で控訴することを表明した。

問題は、市長が代わって当該土地を公社から買取らない判断となったことは当然ながら、公社が取得した際の1億850万円余を損害賠償で回収出来るかが重要な課題だったはずだ。

前所有者に買戻しを求めた市の交渉が進展していない事は原田トモコの2月代表質問で確認されており、取得の責任を前市長以下誰に求めるにしても請求期限内で回収が可能なのかどうか・・・

市が訴訟で得た利益について『2660万円（原告側の鑑定）の価値を差し引いた少なくとも8190万円』とした地裁判断を、公社が損害賠償請求する根拠として原因者に請求できるチャンスであったにもかかわらず、控訴によってその機会を放棄。損害賠償請求権の期限はあと2年4か月しかないのだが。



横浜地裁で大川隆司弁護士と原田タケル（1月30日）

労力に応じた報酬が無いと住民訴訟を引き受ける弁護士が限られてしまうのが最大の問題。この費用も合わせて原因者に請求回収するのが市の責任である。原告自身には敗訴すれば訴訟費負担があり、勝訴しても一切の見返りが無いのが行政訴訟である。

- 2009年 市の依頼で善行の農地を1月 土地公社が1億円余で取得。
- 9月 市議会で疑惑発覚
- 2010年 市に公社の購入した土地3月 取得差止めを求めて原田タケルが行政訴訟を提起
- 2011年 4月改選を経て市議会に6月 100条委員会が設置される
- 2012年 原告全面勝訴
- 7月 「土地取得は不要不当。価値は2660万円」と判決
- 10月 原告への訴訟費用を巡り市が請求額を拒否。原告が支払いを求め提訴
- 2013年 1月 原告再び全面勝訴
- 3月 市が控訴
- ～2015年7月 損害賠償請求期限

2. 延命した「地域経営会議」が進める「のりあいバス」事業にみる混迷

前市長時代に13地区毎につくられた地域経営会議について、市は「郷土づくり推進会議」への移行を決め、1年間検討を重ねて存続するか廃止するか結論を出すとしているが、地域経営会議のこれまでの委員と相談して検討するという話では本末転倒である。

その危惧を証明するように、善行の地域経営会議が進める高齢者等移動支援「のりあいバス」事業に問題が生じている。（右記参照）

3. 旧江ノ島水族館跡地取得未遂事件 『買うための事業計画』との証言をスルーして幕引き！？

聞き取り再調査で新たな証言の矛盾

事業計画書を作成したとする課長が、計画内容について合点がいったのは、すでに相手方に事業計画書に基づいた図面を見せて交渉したと説明してきた4月13日、21日よりその後であった事となる！
つまり、計画書もなく、買う事ありきで交渉は進められていたのではないか・・・交渉記録等も不透明とされている。

しかも、課長は聞き取りに対して、ハッキリと「買うための事業計画」と証言している。

- 部長 事業計画書を作成した「日付の遡り」について、実際の計画はあったが書面にまとめたのが後になってしまった。
- 課長 (4月下旬～5月頃)再開発するとなると10～20年かかってしまうので難しいと思っていたが、(取得する一角)そこだけ先行して切り離してやるという話で、私も納得できた。
- 課長 買うための事業計画。

善行の疑惑の土地取得については、そもそもの事業計画が無い事が問題として追及されていたが、そのさ中に、この旧江の水跡地取得が進められていたのである。

事業計画は存在したが、買う事ありきで後付けで事業計画が作成されるという実態を隠すための「日付の遡り」ではなかったのか。計画書にある用途変更によって周辺の土地所有者等の利害に関わる事業計画が、特定の者だけに情報提供されるようなことが無かったのか。土地取得は白紙にはなったが、当時の責任問題が曖昧にされる人事や、今回の聞き取り調査が、『計画はあった』とするウソに迫ることも全くせずにと終了とされる事は疑問である。

また、今回は議員の閲覧が可能だったために、上記の証言概要を問題に出来たが、職員総務委員会と同様に、記録が一般市民には全くの非公開であるという点も問題である。

2011年 市が複合防災ビル建設計画8月 のため土地公社に旧江ノ島水族館跡地を取得依頼

10月 用地取得の根拠となる事業計画書に「日付け遡り」の偽装がある事を神奈川新聞が報じ発覚。市が取得断念へ。取得計画書は11年4月作成としていたが、実際は6月末だった。購入相手に用途変更で土地が高値になる予定をどの時点で伝えていたか等不明

2012年 市の総務審査委員会は「意2～3月 図的ではなく事務の遅れから生じた」として処分決定も審査内容は非公開

2月 市長選挙で鈴木市長誕生

9月 弁護士を加え総務審査委員会で再調査が行われた

2013年 「片瀬江ノ島駅前地区再整備2月 計画に関わる起案文書についての聞き取り調査記録」の公開と再々調査を求める陳情が市議会に出されるが賛成少数で否決となる

地域自治へ新たなパートナーシップを

3月議会で原田トモコ市議は、市政再生の課題として、行政と様々な事業を協働で担う新しいパートナーシップのあり方と、それに応じることのできる市行政・組織改革の必要性について訴えた。（以下は質問・討論要旨）

1. 自治会再生に向けた市民センター機能強化

原田市議 『地域の最もベーシックなパートナーである町内会・自治会の再生に向けて、センターが足を運んで行う実態調査を行うよう申し上げたが、これは市の縦割り行政を現場で乗り越えて地域住民の求める課題解決について市民センターが主導し、責任を持っていく根拠をセンター職員がしっかり持つという事』
『一方で、地元地域を意識し始めた若い世代が、「ダブル成人式」という企画で動き始めた事を、新しいパートナーシップの可能性と捉え、自治会活動へのアンケートの呼びかけを。是非、地域自治再生に向けた課題抽出の絶好の機会として欲しい。』
『市民センターが軸となる地域自治の再生が今後の市政再生の要だと申し上げてきたが、市特に市民センターが、事業を担う団体、協力関係となる様々な主体をそれぞれの適性に沿って活かせるかどうか、その力量が問われてくる。それは、13地区レベルの会議体を増やしたり、その会議体からの提案だけに依拠したセンターの有り方を変えなければ出来ない。』



40歳を迎える有志による「ダブル成人式」に自治会活動参加への課題を問うアンケート実施を提案する原田トモコ市議。
すぐさま鈴木市長がこれに呼応して当日の会場で協力を呼びかけた。

地域経営会議は完全リセット！

善行地区の地域経営会議が進められている「のりあいバス」の事業について、町内会によって事業に対する賛否が分かれている現状で、「基礎支援金」という一世帯年100円の寄付が既に住民に呼びかけられ、収入見込みが半減しているにもかかわらず、市と地域経営会議を主体に8月に事業を見切り発車でもスタートさせると地区集会で会長が宣言する事態となっている。

本当に地域全体で進めていくべき、「郷土づくり推進会議」で継続していくべき事業なのか、まずは市の責任を明確にすべきである。そして、事業として進めていくとしても、運営主体には、株式会社や、すくなくともNPO法人程度に求められる要件をしっかりと定め、責任主体としての体裁を整えることが先のはずだ。

NPO法において、サービス手数料による収入確保、寄付金、会費を得ることは勿論、市からの補助金や事業受託収入での運営は可能。とりわけ、NPO法改正を受けて本市が直接その指定や助成に積極的に乗り出すことを意図して昨年制定した条例の意義を、こういった事業に当てはめて、そのひな形として本来あるべき市行政と地域住民主体のパートナーシップ再生を図るべきである。逆に言えば、これに当てはめて運営できる事業なのかという事も、継続すべき事業なのかを判断する有力な根拠となり得るのだ。

2. 地域コミュニティ再生！小規模多機能型介護のモデル都市へ



2006年に介護保険・地域密着型サービスとして制度化され、可能な限り在宅で、「訪問」「通い」「宿泊」を切れ目無し24時間365日対応。

原田市議 市長の公約である「コミュニティ再生」を進める拠点として小規模多機能型居宅介護施設の活用を考へてはいかがでしょうか。地域交流スペースの設置や災害時の福祉避難所機能を併用した、また高齢者だけでなく、地域の子育て交流拠点として、待機児童対策や、児童クラブ不足への対応などからも小規模多機能型居宅介護事業所のより小地域単位での設置、運用の可能性を本気で考えないと、公共施設の運用だけではとても公約実現には及びません。

小規模多機能ですが、認知症緩和への効果はもちろんのこと介護度の上昇を抑え、健康維持、医療費の抑制にもつながる可能性さえ視野に、住み慣れた地域でその人らしいオーダーメイドの介護の在り方を探求する30代40代の担い手が、被災者への支援を通じて311以降、ネットワークを広げており、この分野でも新しいパートナーシップを築いていく条件が、ここ藤沢にあるのです。こうした介護の質の向上、地域との交流に意欲的な事業者に財政的なインセンティブを提供することです。

すでに特別養護老人ホームは言われている待機者数を実態では下回りはじめていると聞きます。これまでの特別養護老人ホームに偏重した考え方、その投資先を見直す必要があります。大手の特養にお金を投じても市内でお金が循環しませんが、地域により密着したサービスは市内でお金が循環する仕組み作りにおいても大変重要です。

(裏面の「省エネリフォーム」推進の必要性にもつながります)

3. 「藤沢電力」をつくろう！ @ 裏面の「藤沢電力」構想にも新しいパートナーシップが求められます。